

京都市人権相談・救済ネットワーク設置要綱

(名称)

第1条 本会は、京都市人権相談・救済ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、京都市における各種の相談に関わる機関等が連携・協力することにより、市民の人権に関わる相談に効果的に対応し、市民の人権相談・救済に資することを目的とする。

(活動)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 相談機関相互の連携対応に関すること。
- (2) 相談機関相互の情報交換に関すること。
- (3) 相談に係る職員の資質向上のための研修に関すること。
- (4) 相談窓口の広報に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第4条 ネットワークは、京都市の各種の相談に関わる機関等で、文化市民局共生社会推進室長が別に定めるものをもって構成する。

(人権文化推進会議作業部会)

第5条 ネットワークの活動を円滑に進めるとともに、柔軟かつ効率的な運営を図るため、人権文化推進作業部会において、必要な検討を行う。

(事務局)

第6条 ネットワークの事務局は、文化市民局共生社会推進室に置く。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。